

小型家電収集について

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に則り、適切なリサイクルを推進するため、
笛吹市では小型家電の収集を開始します。

対象品目については、粗大ごみの排出日にて収集をいたしますので、収集場所にて分けてお出しください。

- 対象品目 ●電源コードがついている製品
●電池で作動する製品

例：電子レンジ、懐中電灯、リモコン、ゲーム機、デジタルカメラ、携帯電話、パソコン…等

以下に注意して出して下さい

- 携帯電話は、他の小型家電製品と分けてお出しください
- リサイクル料のかかる家電（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、乾燥機）は出せません
- 電池、電球、灯油等の異物は抜いてください
- 故障した小型家電であっても、お出しいただけます

※個人情報については、排出者ご自身の責任にて、消去または物理破壊をしてください

小型家電収集の流れ

